

○本庄市建設工事検査規則

平成18年1月10日

規則第126号

改正 平成18年10月1日規則第200号

平成19年3月29日規則第16号

平成22年6月14日規則第23号

平成23年7月1日規則第27号

平成24年3月30日規則第19号

平成25年4月1日規則第20号

平成29年3月31日規則第23号

平成29年8月14日規則第35号

平成31年3月25日規則第12号

令和2年7月1日規則第46号

令和2年11月30日規則第53号

令和3年3月31日規則第12号

令和5年3月31日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約の適正な履行を確認するため、その検査について法令その他別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 この規則において「工事の検査」とは、出来高（部分払）検査、中間検査及び完成検査をいう。

(検査職員の定義)

第3条 この規則において「検査職員」とは、本庄市契約規則（平成18年本庄市規則第49号）第51条の規定により市長から命じられた職員をいい、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高等学校以上の工業系専門課程を卒業した者であって、本庄市発注の建設工事の発注業務に係る1年以上の技術的実務経験を有するもの

(2) 高等学校以上の工業系専門課程を卒業した者であって、国、地方公共団体、独立行政法人等が発注する建設工事の発注業務又は監督業務に係る1年以上の技術的実務経験を有するもの

(3) 前2号以外の者であって、本庄市発注の建設工事の発注業務又は検査業務に係る3年以上の技術的実務経験を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、法令等に基づく資格を要する検査にあつては、当該資格を有する者を検査職員とする。

(検査職員の区分)

第4条 検査職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員をもって充てる。

(1) 専任検査職員 企画財政部財政課の職員のうちから専任検査職員として市長が任命した者

(2) 指定検査職員 工事主管課の係長以上の職(市長が特に認める場合は、工事主管課以外の課等の係長以上の職)にある者

(検査職員の任務)

第5条 検査職員は、工事請負契約について、その受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分の確認を含む。)を行うため、工事請負契約書、設計書、図面、仕様書、特記仕様書、現場説明書、現場説明に関する質問回答書(以下総称して「設計図書」という。)その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は、本庄市建設工事監督要綱(平成18年本庄市告示第166号)第2条に定めのある監督職員の職務を兼ねることができない。

(検査の執行)

第6条 工事の検査は、次の区分により執行する。

(1) 1件の請負契約金額が130万円を超える工事 専任検査職員

(2) 1件の請負契約金額が130万円以下の工事 指定検査職員

2 前項の区分により難いと市長が認めるときは、その工事を指定して別に検査を執行させることができる。

(工事概要の報告)

第7条 工事主管課長は、前条第1項第1号に規定する契約又は変更契約が締結されたときは、速やかに工事概要書(様式第1号)により専任検査職員に報告しなければならない。ただし、契約管理システム(電子計算機を利用して、契約、工事検査等の事務の処理及び管理を行う情報処理システムをいう。)に工事概要の登録を行ったものについては、この限りでない。

(検査の手続)

第8条 工事主管課長は、第6条第1項第1号の規定による検査を受けようとするときは、速やかに工事検査依頼書(様式第2号)により専任検査職員に依頼しなければならない。

2 専任検査職員は、前項の規定による依頼があったときは、検査日程等を工事検査通知書(様式第3号)により工事主管課長に通知しなければならない。

(検査の立会い)

第9条 工事の監督職員及び受注者その他の関係者は、工事の検査に立ち会わなければならない。

(検査の方法)

第10条 工事の検査は、設計図書その他の関係書類の内容と工事箇所を比較して、本庄市建設工事検査実施要綱(平成18年本庄市告示第165号)に従い、厳正かつ的確に行わなければならない。

2 工事の検査は、水中又は地中等で外部から検査を行うことが困難であるときは、監督職員の記録、関係資料及び工事写真により考査認定することができる。

3 工事の検査は、特に必要があると認めるときは、工事箇所の一部を取り壊して検査することができる。

4 工事の検査は、立会者に対して関係資料の提出若しくは意見又は説明を求めることができる。

(契約に違反する場合の措置)

第11条 専任検査職員は、検査の結果、契約条項に違反するものがあると認めるときは、工事主管課長に対し、手直しを指示しなければならない。

2 専任検査職員は、違反の事実が重大であると認めるものについては、直ちに

工事手直し指示書（様式第4号）により、工事主管課長に対し期日を指定して手直しを指示しなければならない。

- 3 工事主管課長は、専任検査職員から手直しの指示を受けたときは、直ちに受注者に対し、期日を指定して当該手直しを請求しなければならない。
- 4 工事主管課長は、受注者から手直しの完了の報告を受けたときは、直ちに当該手直しの完了を確認した上、工事手直し報告書（様式第4号の2）により専任検査職員に報告し、再検査について協議しなければならない。
- 5 工事の検査は、再検査による手直しの完了の確認を行うことにより終了したものとみなす。
- 6 前項の規定にかかわらず、専任検査職員は、当該手直しが軽易なものと認めるときは、再検査を省略することができる。

（工事成績の評定）

第12条 評定は、本庄市建設工事成績評定要領（平成22年本庄市告示第173号）に基づき、工事ごと又は評定した者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、第6条第1項第2号に規定する工事については、評定を行わない。

（検査結果の報告等）

第13条 専任検査職員は、検査を執行したときは、その結果を企画財政部財政課長に報告し、次に掲げる書類を工事主管課長に送付しなければならない。

- （1） 出来高（部分払）検査 工事出来高（部分払）検査認定調書（様式第5号）
- （2） 中間検査 工事中間検査調書（様式第6号）
- （3） 完成検査 工事完成検査調書（様式第7号、様式第7号の2、様式第7号の3）

- 2 第6条第2項の規定により、同条第1項第1号に規定する工事の検査を指定検査職員が執行したときは、専任検査職員に報告しなければならない。この場合において、専任検査職員は、報告の内容を審査し、適正と認めるときは、前項各号に掲げる書類を工事主管課長に送付しなければならない。
- 3 工事主管課長は、前2項の規定による書類の送付を受けた場合において、第

1 項第 1 号に規定する出来高（部分払）検査にあっては、工事出来高（部分払）検査結果について（様式第 8 号）を、第 1 項第 3 号に規定する完成検査にあっては、工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（様式第 9 号）又は工事完成検査結果について（様式第 9 号の 2）を受注者に通知しなければならない。

4 指定検査職員は、検査を執行したときは、その結果を工事主管課長に報告しなければならない。この場合において、工事主管課長は、報告の内容を審査し、適正と認めたときは、工事完成検査調書（様式第 10 号）を作成し、工事完成検査結果について（様式第 11 号）により受注者に通知しなければならない。

5 企画財政部財政課長は、当該年度の検査結果を市長に報告しなければならない。

（準用規定）

第 14 条 第 11 条各項の規定は、指定検査職員が執行する検査について準用する。この場合において、同条中「専任検査職員」とあるのは「指定検査職員」と、「工事主管課長」とあるのは「監督職員」と、「工事手直し指示書（様式第 4 号）」とあるのは「口頭（ただし、指定検査職員が工事主管課以外の課等の職員の場合は、工事手直し指示書（様式第 4 号））」と、「工事手直し報告書（様式第 4 号の 2）」とあるのは「口頭（ただし、指定検査職員が工事主管課以外の課等の職員の場合は、工事手直し報告書（様式第 4 号の 2））」と、様式第 4 号及び様式第 4 号の 2 中「専任検査職員」とあるのは「指定検査職員」と、「財政課」とあるのは「検査職員所属課」と、「工事主管課」とあるのは「監督職員所属課」と読み替えるものとする。

（検査の委任等）

第 15 条 公営企業及び一部事務組合から工事の検査に関する事務の委任を受けたときは、この規則を準用する。

2 本庄市補助金等交付規則（平成 18 年本庄市規則第 43 号）に基づく補助事業を所管する課等が行う当該補助事業等の書類審査及び実地調査について、専任検査職員は、当該課等から依頼があったときは、書類審査及び実地調査について立会いをし、又は意見を述べることができる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、工事の検査に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の本庄市建設工事検査規則（平成6年本庄市規則第2号）又は児玉町工事検査実施要綱（昭和62年児玉町訓令第1号。以下「合併前の要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日から平成18年3月31日までの間に、合併前の児玉町の区域における工事で本庄市事務分掌規則（平成18年本庄市規則第4号）第3条の規定の内部組織が所管するものについては、なお従前の例によるものとする。この場合において、合併前の要綱の規定中「総合政策課長」とあるのは、この規則第3条の規定の「検査職員」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年10月1日規則第200号）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際「技師」の職名にあつては「主事」、「技師補」の職名にあつては「主事補」と読替適用するものとする。

附 則（平成19年3月29日規則第16号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月14日規則第23号）

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の本庄市建設工事検査規則の規定は、平成22年4月1日以後に完成した工事について適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の本庄市建設工事検査規則の規定に基づき行われた手続は、改正後の本庄市建設工事検査規則の相当規定

により行われたものとみなす。

附 則（平成 23 年 7 月 1 日規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の本庄市建設工事検査規則の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後に完成した工事について適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 19 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 23 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 8 月 14 日規則第 35 号）

この規則は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日規則第 12 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 1 日規則第 46 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 30 日規則第 53 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 12 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日規則第 13 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。